

会社分割に関する事前備置書類

株式会社ポプラ

株式会社ポプラリテール

令和 2 年 10 月 7 日

各位

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1

株式会社ポプラ

代表取締役社長 目黒 俊治

広島県広島市南区宇品西 4 丁目 3 番 24 号

株式会社ポプラリテール

代表取締役社長 目黒 俊治

吸収分割に係る事前開示書面

(分割会社/会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)

(承継会社/会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書面)

1. 吸収分割契約の内容

株式会社ポプラ（以下「分割会社」といいます）及び株式会社ポプラリテール（以下「承継会社」といいます）が 2020 年 9 月 23 日付で締結した吸収分割契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

なお、本件分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に定める簡易分割となり、承継会社においては会社法第 796 条第 1 項に定める略式分割となります。

2. 分割対価の定め相当性等に関する事項

本件分割に際して、承継会社は分割会社の完全子会社であることから、株式その他の金銭等を交付しません。また、承継会社において資本金及び準備金の額は変動しません。

3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性等に関する事項

該当事項はありません。

5. 分割会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙資料 2 のとおりです。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 承継会社についての次に掲げる事項

承継会社は 2020 年 9 月 10 日に設立された会社であるため、最終事業年度が存在しません。承継会社の成立の日における貸借対照表等は次のとおりです。

(1) 成立の日における貸借対照表

別紙 資料 3 のとおりです。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

7. 分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割については、下記の理由により、分割効力発生日以後に分割会社が負担すべき債務及び承継会社が負担すべき債務（分割会社が本件分割により承継会社に承継させるものに限り）につき履行の見込みがあると判断しております。

- ① 分割会社の 2020 年 2 月末日現在の連結貸借対照表における資産の額は 9,993 百万円、負債の額は 8,403 百万円、純資産の額は 1,589 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本件分割により、分割会社が承継会社に承継させる資産の額は 0 円、負債の額は 0 円となる見込みであり、本件分割が分割会社に与える影響は軽微です。

なお、分割会社は、2020 年 9 月 23 日付で、株式会社ローソンとの間で、自己を分割会社とし、株式会社ローソンを承継会社とする吸収分割契約を締結し、本件分割に係る効力発生日と同日の 2021 年 3 月 31 日を効力発生日として、吸収分割を行うことを予定しております。当該吸収分割において、株式会社ローソンが分割会社から承継を受ける資産の額は、2021 年 2 月末時点の見込みで、755 百万円、負債の額は 23 百万円を予定しております。

- ② 承継会社の設立時（2020 年 9 月 10 日）の貸借対照表における資産の額は 10 百万円、負債の額は 0 円、純資産の額は 10 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、分割会社が承継会社に承継させる資産及び負債の額は上記①のとおりです。

以上より、本件分割後における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

以上



吸収分割契約

株式会社ポプラ（以下「分割会社」という。）及び株式会社ポプラリテール（以下「承継会社」という。）は、第 1 条に定める分割会社の事業（以下「対象事業」という。）に関して有する権利義務を、吸収分割により承継会社に承継させることに関し、吸収分割契約書（以下「本件分割契約」という。）を締結する。

第 1 条（対象事業）

対象事業とは、別紙 1 記載の分割会社の一部の加盟店及び直営店（以下「対象店舗」という。）における事業の一部（第 4 条第 1 項に記載する資産、契約等及び許認可によってのみ構成される事業を意味する。）をいう。

第 2 条（吸収分割）

分割会社は、本件分割契約の定めるところに従い、会社法上の吸収分割の方法により、第 4 条第 1 項に定める分割会社が対象事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する（以下「本件分割」という。）。

第 3 条（商号・住所）

本件分割の吸収分割会社である分割会社及び吸収分割承継会社である承継会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

（1） 分割会社

商号：株式会社ポプラ

住所：広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1

（2） 承継会社

商号：株式会社ポプラリテール

住所：広島市南区宇品西四丁目 3 番 2 4 号

第 4 条（承継する権利義務等）

1. 承継会社が分割会社から承継する対象事業に関する資産その他の権利義務は、効力発生日（第 7 条に定義する。以下同じ。）における別紙 2「承継権利義務明細表」に記載する資産その他の権利義務とする。なお、別紙 3「除外権利義務明細表」に記載する権利

義務は、いかなる意味においても承継されないものとする。

2. 分割会社は、効力発生日までに、全ての対象店舗について、「ローソン」ブランドで展開するコンビニエンスストアとしての運営を遺漏なく開始しうること等のために必要な措置として分割会社と承継会社が別途合意する手続を完了する。
3. 分割会社は、前項のほか、本条第1項に基づく承継会社による資産その他の権利の承継に関し、承継後の事業運営上必要なもの、及び登記、登録、通知、承諾その他一定の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものであって、分割会社がかかる手続の一部又は全部を行わなければならないものについて、承継会社に協力して必要な文書を交付し、又は遅滞なくかかる手続を行う。

第5条（本件分割に際して交付する対価）

前条第1項に定める対象事業に関する資産その他の権利義務の承継は、無対価とし、承継会社は、本件分割に関し、分割会社に対して何ら対価を交付しない。

第6条（承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本件分割に際して、承継会社の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

第7条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年3月1日とする。但し、本件分割の手続の進行上の必要性その他の事由に応じ、両当事者協議の上、効力発生日を変更することができる。

第8条（株主総会決議の省略）

1. 分割会社は、会社法第784条第2項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本件分割を行うものとする。
2. 承継会社は、会社法第796条第1項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本件分割を行うものとする。

第9条（誓約事項）

1. 本件分割契約締結の日から効力発生日までの間、分割会社は善良なる管理者の注意をもって対象事業にかかる業務の執行並びに財産の管理及び運営をするものとする。
2. 分割会社及び承継会社は、本件分割契約に定める事項のほか、本件分割契約に関して分

割会社及び承継会社間で締結された契約がある場合はこれに従う。

第 10 条（競業避止義務）

分割会社は、効力発生日以後において、承継会社が承継する対象事業について、承継会社との間で別途合意する場合にはその内容で競業避止義務を負うものとする。

第 11 条（損害賠償）

1. 分割会社は、本件分割契約の義務違反により承継会社に損害を与えた場合、かかる損害を賠償するものとする。
2. 承継会社は、本件分割契約の義務違反により分割会社に損害を与えた場合、かかる損害を賠償するものとする。

第 12 条（本件分割契約の解除等）

本件分割契約締結の日から効力発生日までの間において、分割会社又は承継会社の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割契約の目的の達成が困難となった場合、分割会社及び承継会社は、双方が別途合意するところにより、本件分割契約に基づく履行の停止、本件分割契約の内容の変更、本件分割契約の解除等の措置を行うことができる。

第 13 条（本件分割契約の効力）

本件分割契約は、分割会社の取締役会における承認を得られないとき又は法令に基づき要求される監督官庁の承認等を得られないときは、その効力を失う。

第 14 条（費用負担）

1. 承継会社が本件分割により分割会社から承継する権利義務に係る公租公課及び保険料等は、効力発生日の前日までは分割会社が、効力発生日以後は承継会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。
2. 前項に定めるもののほか、分割会社及び承継会社は、本件分割に係る費用に関して、各自が負担するものとする。

第 15 条（紛争解決）

分割会社及び承継会社は、本件分割契約に関連して訴訟を提起する場合は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（規定外事項）

本件分割契約に定める事項の他、本件分割に関し必要な事項は、本件分割契約の趣旨に従い、両当事者が協議の上定める。

〔以下余白〕

以上、本件分割契約締結の証として、本書 2 通を作成し、各当事者が押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 9 月 23 日

分割会社： 広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1

株式会社ポプラ

代表取締役 目 黒 俊 治



承継会社： 広島市南区宇品西四丁目 3 番 2 4 号

株式会社ポプラリテール

代表取締役 目 黒 俊 治



本件対象店舗一覧

NO	店舗名	営業所所在地
1	段原南店	広島県広島市南区段原南 2-12-17
2	草津南店	広島県広島市西区草津南 2-9-9
3	中山南店	広島県広島市東区中山南 1-17-5
4	舟入南店	広島県広島市中区舟入南 5-5-18
5	新天地店	広島県広島市中区新天地 1-9
6	胡店	広島県広島市中区胡町 2-6 純正ビル
7	三次島敷店	広島県三次市島敷町 68-1
8	三筋店	広島県広島市佐伯区三筋 2-1-1
9	湯来店	広島県広島市佐伯区湯来町伏谷 155-1
10	矢野駅前店	広島県広島市安芸区矢野西 4-1-11
11	宇品海岸店	広島県広島市南区宇品西 4-3-24
12	光南店	広島県広島市中区光南 1-16-27
13	南観音店	広島県広島市西区南観音 7-5-20
14	坂店	広島県安芸郡坂町平成ヶ浜 3-2-24
15	可部南原店	広島県広島市安佐北区三入 1-28-1
16	広島平野町店	広島県広島市中区平野町 10-16
17	大竹西栄店	広島県大竹市西栄 3-16-15
18	五日市中央北店	広島県広島市佐伯区五日市中央 5-9-23
19	戸坂新町店	広島県広島市東区戸坂新町 1-4-15
20	海田畝店	広島県安芸郡海田町畝 1-25
21	中野東店	広島県広島市安芸区中野東 6-3-30
22	高田インター店	広島県安芸高田市美土里町横田 331
23	Aシティー店	広島県広島市安佐南区大塚西 3-4-1
24	第一術科学学校店	広島県江田島市江田島町国有無番地
25	戸河内インター店	広島県山県郡安芸太田町上殿 101-1
26	八丁堀南店	広島県広島市中区八丁堀 11-12
27	こころ中央店	広島県広島市安佐南区伴南 4-3-19
28	久地中央店	広島県広島市安佐北区安佐町久地 249-2
29	安芸高田吉田店	広島県安芸高田市吉田町川本 1203-1
30	白島北町店	広島県広島市中区白島北町 18番2号
31	卸センター店	広島県広島市西区商工センター 2-14
32	岩国立石店	山口県岩国市立石町 3-1-46-1

NO	店舗名	営業所所在地
33	五月が丘入口店	広島県広島市佐伯区五月が丘 5-7-17
34	庚午南1丁目店	広島県広島市西区庚午南 1-33-1
35	クリスタルプラザ店	広島県広島市中区中町 8-18
36	新薬研堀店	広島県広島市中区田中町 2-1
37	春日野店	広島県広島市安佐南区山本新町 2-10-1
38	呉医療センター店	広島県呉市青山町 3-1
39	町田駅前店	東京都町田市原町田 1-1-3
40	東大久保店	東京都新宿区新宿 6-24-16
41	鬼子母神店	東京都豊島区雑司ヶ谷 2-8-3
42	池尻大橋店	東京都目黒区東山 3-3-2 パラッツオ東山 1F
43	ドンチッチ市ヶ谷店	東京都新宿区四谷本塩町 15-12 カーサー 四谷1階
44	新高島平駅前店	東京都板橋区高島平 7-1-1
45	下松駅北口店	山口県下松市北斗町 4-6
46	防府向島口店	山口県防府市浜方 22-18
47	欽明路店	山口県岩国市柱野 336-10
48	周防大島店	山口県大島郡周防大島町小松 1488-1
49	新山口駅前店	山口県山口市小郡御幸町 4-8
50	PLEXY大和店	神奈川県大和市下鶴間 2444-1
51	久保店	広島県尾道市久保 2-3-14
52	福山芦田店	広島県福山市芦田町福田 2717
53	上下駅前店	広島県府中市上下町上下 848
54	三原沼田東店	広島県三原市沼田東町兩名 1006-1
55	東城川東店	広島県庄原市東城町川東 343-2
56	三原本郷店	広島県三原市南方3丁目 11-15
57	Nitto尾道店	広島県尾道市美ノ郷町本郷 455-6
58	新見正田店	岡山県新見市正田 315-1
59	久米宮尾店	岡山県津山市宮尾 561-1
60	岡山岡工前店	岡山県岡山市北区伊福町 1-10-20
61	備前長船店	岡山県瀬戸内市長船町八日市 542-3
62	新見インター店	岡山県新見市高尾 2306-1
63	総社インター店	岡山県岡山市北区高塚 147-1
64	倉敷加須山店	岡山県倉敷市加須山 189-1

NO	店舗名	営業所所在地
65	岡山西大寺浜店	岡山県岡山市東区西大寺浜 6 2 8 - 1
66	岡山福富中店	岡山県岡山市南区福富中 1 - 2 - 1 2 0
67	高梁木野山店	岡山県高梁市津川町今津 8 2 2 - 2
68	吉備高原都市パーティズ店	岡山県加賀郡吉備中央町吉川 4 8 6 0 - 6 き びプラザ 1 階
69	岡山県庁店	岡山県岡山市北区内山下 2 丁目 4 番 6 号 岡山県 庁 1 階
70	PLEXY 八潮店	埼玉県八潮市大曾根 1 1 3 5 - 1
71	西水元店	東京都葛飾区西水元 3 - 2 7 - 3
72	宗像光岡店	福岡県宗像市光岡 2 7 9
73	長門仙崎店	山口県長門市仙崎 1 0 3 4 - 1
74	高坊店	福岡県北九州市小倉北区霧ヶ丘 1 - 2 0 - 2 0
75	玄海瀬戸店	福岡県宗像市田野 1 1 8 3 - 1
76	若松桜町店	福岡県北九州市若松区桜町 1 7
77	小倉高浜店	福岡県北九州市小倉北区高浜 1 - 2 - 3
78	岡垣芹田店	福岡県遠賀郡岡垣町内浦 1 3 1 - 6
79	日田友田店	大分県日田市南友田町 9 0 5 - 1
80	日田日の出町店	大分県日田市日ノ出町渡里 2 3 - 1
81	日田若宮店	大分県日田市若宮町 4 0 5 - 1
82	MG 荘園店	大分県別府市大字鶴見字鶴見原 4 5 4 6 - 1 2 6
83	下関竹崎店	山口県下関市竹崎町 3 - 9 - 2
84	井尻駅前店	福岡県福岡市南区井尻 1 - 4 0 - 1 0
85	八木山店	福岡県糟屋郡篠栗町篠栗 3 0 3 0 - 1
86	香椎浜店	福岡県福岡市東区香椎浜 4 丁目 1 番 1
87	賀茂店	福岡県福岡市早良区賀茂 3 - 1 5 - 1 5
88	皿山店	福岡県福岡市南区皿山 1 - 8 - 2
89	壱岐郷ノ浦店	長崎県壱岐市郷ノ浦町東触字深田 5 5 1 - 3
90	対馬棧原店	長崎県対馬市厳原町棧原 4 9 - 1
91	壱岐勝本店	長崎県壱岐市勝本町仲触 4 7 1
92	上五島浦桑店	長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷 1 3 7 9 - 1
93	上五島有川店	長崎県南松浦郡新上五島町有川郷 5 7 7 - 7
94	福江岐宿店	長崎県五島市岐宿町岐宿 2 6 1 5 - 1
95	福江富江店	長崎県五島市富江町狩立 3 5 9 - 5

NO	店舗名	営業所所在地
96	五島病院前店	長崎県五島市吉久木町203-1
97	福江吉久木店	長崎県五島市吉久木町1520-2
98	福江中央店	長崎県五島市中央町2-1
99	熊本大学前店	熊本県熊本市中央区黒髪2-643
100	聖マリア病院店	福岡県久留米市津福本町422 聖マリア病院 中央診療棟1階
101	西中島5丁目店	大阪府大阪市淀川区西中島5-5-15
102	OMMビル店	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マ ーチャンダイズ・マートビル地下2階
103	アンスリー天下茶屋店	大阪府大阪市西成区岸里1-1-9
104	アンスリー北野田店	大阪府堺市東区北野田51-4
105	アンスリー堺東店	大阪府堺市堺区三国ヶ丘御幸通61
106	ヨーロッパ通り店	大阪府大阪市中央区東心斎橋1-15-15 いちご心斎橋ビル1階
107	ボートレース住之江店	大阪府大阪市住之江区泉1-1-71
108	神戸学園南店	兵庫県神戸市垂水区多聞町字小東山868-1 387
109	上大岡京急店	神奈川県横浜市港南区上大岡西1-6-1 上 大岡京急ビル1F
110	アーバンネット大手町店	東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネッ ト大手町ビル地下1階
111	鶴見駅西口店	神奈川県横浜市鶴見区豊岡町2-2 ツルミフー ガ2-103号
112	九段南1丁目店	東京都千代田区九段南1-2 九段第三合同庁舎 10階
113	秋葉原駅前店	東京都千代田区神田佐久間町1-6-5
114	みなとみらい店	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1
115	神田錦町店	東京都千代田区神田錦町3-15
116	新宿パークタワー店	東京都新宿区西新宿3-7 新宿パークタワー B1F
117	虎ノ門JTビル店	東京都港区虎ノ門2-2-1 JTビル1F
118	御茶の水駅前店	東京都千代田区神田駿河台2-10 駿台興業 ビル1F
119	新川ダイヤビル店	東京都中央区新川1-28-38 東京ダイヤ

NO	店舗名	営業所所在地
		ビルディング 1 号館 1 階
120	豊洲センタービル店	東京都江東区豊洲 3-3-3 豊洲センタービル 1 F
121	ヒルトン東京ベイ店	千葉県浦安市舞浜 1-8 ヒルトン東京ベイ
122	船堀店	東京都江戸川区船堀 3-6-1
123	高原マーケットかよう店	岡山県加賀郡吉備中央町北 1 9 7 4
124	長崎県対馬病院店	長崎県対馬市美津島町鶏知ナガイタ乙 1 1 6 8-7
125	長崎県壱岐病院店	長崎県壱岐市郷ノ浦町東触 1 6 2 6
126	ヘルスケアセンター店	福岡県久留米市津福本町 4 4 8-5 聖マリアヘルスケアセンター 1 階

承継権利義務明細表

本件分割において、承継会社が分割会社から承継する対象事業に関する資産その他の権利義務の内容は、以下のとおりである。なお、別紙 3「除外権利義務明細表」に記載されたものは除かれるものとする。

1. 承継する契約

対象店舗に関する加盟店との間のフランチャイズ契約

2. 許認可

(1) 対象店舗に関するたばこ小売販売業許可

(2) その他、分割会社が、効力発生日において、対象事業に関し取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継会社において承継することができるもの（申請中のものを含む。）



除外権利義務明細表

本件分割において、承継会社が分割会社から承継する対象事業に関する資産その他の権利義務の内容から除外される権利義務の内容は、以下のとおりである。

- ・ 対象店舗に関する分割会社と加盟店との間のフランチャイズ契約第 13 条（売上金預託および代金・ロイヤルティー等の支払）に基づく分割会社の債権債務のうち、効力発生日前の分割会社の対象事業における業務に起因して発生したもの
- ・
- ・ 対象店舗に関する分割会社と加盟店との間のフランチャイズ契約第 14 条（保証金）に基づく分割会社の債権及び債務
- ・
- ・ 分割会社と対象店舗に関する加盟店との間で締結された金銭消費貸借契約に基づく分割会社の債権
- ・ 従業員等との間の雇用契約上の地位及び権利義務
- ・ 効力発生日前の分割会社の対象事業における業務に起因して発生した一切の債務（債務不履行又は不法行為から生じる損害賠償支払債務、法令上の特別の損害賠償支払債務、違約金支払債務、瑕疵担保責任、保証債務、補償債務その他一切の簿外債務及び偶発債務も当然に含まれる。）
- ・ その他、別紙 2「承継権利義務明細表」に記載された権利義務以外の一切の権利義務



上記の各項目については、いずれかの勘定項目に含まれているか否かを問わず、除外権利義務とする。

以上

第 45 期

〔 2019 年 3 月 1 日 から 〕
〔 2020 年 2 月 29 日 まで 〕

計 算 書 類 (連 結)

- ・連結貸借対照表
- ・連結損益計算書
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

連結貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,096,215	流 動 負 債	5,013,193
現 金 及 び 預 金	4,018,879	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,903,488
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	137,963	加 盟 店 買 掛 金	1,031,256
加 盟 店 貸 勘 定	228,254	リ ー ス 債 務	192,220
商 品 及 び 製 品	547,730	未 払 金	772,181
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	44,387	未 払 法 人 税 等	57,992
立 替 金	517,665	賞 与 引 当 金	30,140
そ の 他	613,658	預 り 金	637,879
貸 倒 引 当 金	△12,324	そ の 他	388,033
固 定 資 産	3,896,819	固 定 負 債	3,390,508
有 形 固 定 資 産	1,942,263	リ ー ス 債 務	938,032
建 物 及 び 構 築 物	280,874	繰 延 税 金 負 債	70,155
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	0	退 職 給 付 に 係 る 負 債	510,857
器 具 備 品	23,673	資 産 除 去 債 務	567,741
土 地	1,581,943	長 期 預 り 金	1,046,846
リ ー ス 資 産	55,771	そ の 他	256,875
無 形 固 定 資 産	141,105	負 債 合 計	8,403,702
投 資 そ の 他 の 資 産	1,813,450	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	441,899	株 主 資 本	1,367,057
長 期 貸 付 金	31,372	資 本 金	2,908,867
敷 金 ・ 保 証 金	1,302,689	資 本 剰 余 金	683,739
そ の 他	55,583	利 益 剰 余 金	△2,225,268
貸 倒 引 当 金	△18,095	自 己 株 式	△281
資 産 合 計	9,993,034	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	222,274
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	126,634
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	95,640
		純 資 産 合 計	1,589,332
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,993,034

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2019年 3月 1日から
2020年 2月29日まで)

[illegible]

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年 3月 1日から
2020年 2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,908,867	683,739	△1,894,941	△232	1,697,433
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△330,327		△330,327
自己株式の取得				△49	△49
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	△330,327	△49	△330,376
当連結会計年度末残高	2,908,867	683,739	△2,225,268	△281	1,367,057

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	271,643	120,642	392,285	2,089,719
当連結会計年度変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失				△330,327
自己株式の取得				△49
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△145,009	△25,001	△170,010	△170,010
当連結会計年度変動額合計	△145,009	△25,001	△170,010	△500,387
当連結会計年度末残高	126,634	95,640	222,274	1,589,332

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・主要な連結子会社の名称 大黒屋食品株式会社
ポプラ保険サービス有限会社

② 非連結子会社の状況

該当はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社

株式会社ローソン山陰

なお、2019年5月末で株式会社ローソン山陰の全株式を売却したため、当期首から売却までの期間のみ持分法を適用しております。

② 持分法非適用の関連会社

有限会社ポート赤碕

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 投資差額の処理

持分法適用にあたり発生した投資差額（のれん相当額）は、15年以内で均等償却しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度において株式会社P P l u s を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

② 持分法の適用範囲の変更

当連結会計年度において、株式会社ローソン山陰の全株式を譲渡したことから、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、事業年度の末日が1月31日であるもの（5社）は事業年度の末日の差異が3ヵ月を超えていないため各社の事業年度の計算書類に基づき連結しております。ただし、連結会計年度の末日との間に生じた重要な取引については調整を行っております。また、事業年度の末日が3月31日である株式会社O R Sについては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を連結しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品（店舗） 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・商品（商品センター他） 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・製品・原材料 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～38年
器具備品	2年～10年

- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見積期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産 所有権移転ファイナンス・リース
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 退職給付に係る負債の計上基準 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務を計上しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。ただし、免税事業者に該当するポプラ保険サービス有限会社については、税込方式によっております。

2. 表示方法の変更に關する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「立替金」は447,314千円であります。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に關する注記

有形固定資産の減価償却累計額

6,801,286千円

4. 連結株主資本等変動計算書に關する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に關する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	11,787千株	— 株	— 株	11,787千株

(2) 自己株式の種類および株式数に關する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	0千株	0千株	— 株	0千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に關する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的で安全性の高い預金等に限定し、長期資金や短期的運転資金については銀行借入より調達する方針としております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、経理規程に従い、債権回収状況を定期的に管理することにより回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券に係る市場価格の変動リスクに対しては、定期的に時価や財務状況等を把握する体制としております。また、営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヵ月以内の支払期日のものであります。リース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利変動リスクはありません。

資金調達に係る流動性リスクに対しては、担当部署が資金繰計画を作成し、毎月更新することなどにより管理しております。

なお、当社はデリバティブ及び、投機的な取引は行わない方針としております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,018,879	4,018,879	—
(2) 受取手形及び売掛金	137,963	137,963	—
(3) 加盟店貸勘定	228,254	228,254	—
(4) 投資有価証券 其他有価証券	349,899	349,899	—
(5) 長期貸付金 貸倒引当金（※1）	31,372 △ 9,299		
	22,073	28,851	6,777
(6) 敷金・保証金	1,302,689	1,313,141	10,452
資産計	6,059,759	6,076,989	17,230
(1) 支払手形及び買掛金	1,903,488	1,903,488	—
(2) 加盟店買掛金	1,031,256	1,031,256	—
(3) 未払金	772,181	772,181	—
(4) 未払法人税等	57,992	57,992	—
(5) 預り金	637,879	637,879	—
(6) リース債務	1,130,253	1,113,188	△ 17,065
(7) 長期預り金	1,046,846	1,054,555	7,708
負債計	6,579,899	6,570,542	△ 9,357

（※1）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 加盟店貸勘定

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式等は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金、(6) 敷金・保証金

当社では、長期貸付金及び敷金・保証金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に準じた利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 加盟店買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務

元利金の合計額を新規に同様の取引を行った場合に想定される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) 長期預り金

合理的に見積りした返還予定時期に基づき、国債の利回り等適切な指標に準じた利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	92,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、広島市その他の地域において、賃貸用の商業施設（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (千円)	当連結会計年度末の時価 (千円)
687,722	717,708

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 134円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | △28円02銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

減損損失

当連結会計年度において当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失 (千円)
店 舗	建物及び構築物、リース資産等	広島市中区 他	190,586
本 社 他	リース資産、ソフトウェア等	広島市安佐北区 他	1,301,542

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とするとともに、工場、商品センター及びその他賃貸用資産等については各物件単位で、また、将来の使用が見込まれていない遊休資産等については個々の資産ごとにグルーピングを行っています。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び閉店が予想される店舗、また、使用が見込まれない資産につき帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失（1,492,128千円）としております。その内訳は下記のとおりです。

種 類	金 額 (千円)
建物及び構築物	125,672
リース資産	864,916
ソフトウェア	445,302
その他	56,236

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値または正味売却価額により測定しております。使用価値については割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引計算を行っておりません。また、正味売却価額については不動産鑑定士による評価額または固定資産税評価額を基に算定しております。

第 45 期

〔 2019 年 3 月 1 日 から 〕
〔 2020 年 2 月 29 日 まで 〕

計 算 書 類 (単 体)

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,907,116	流動負債	4,844,513
現金及び預金	3,892,187	支払手形	25,573
売掛金	65,833	買掛金	1,722,467
買掛金	236,536	店買掛金	1,031,256
商材及び貯蔵品	523,009	店借	167,610
前払費用	26,911	リース負債	190,088
短期貸付	147,787	未払費用	767,692
貸替入	61,403	未払法人税	103,976
受入資産	517,650	預り税金	57,008
倒引当金	430,906	受引当金	636,872
固定資産	16,084	固定負債	106,134
有形固定資産	814	長期未払金	29,306
建物	△12,008	繰延税金負債	6,525
構築物	3,610,555	退職給付引当金	3,396,358
機械及び器具	1,757,591	資産除却損	934,479
土地	269,435	長期預り金	197,852
無形固定資産	10,093	繰上り金	3,875
借地権	0	繰上り金	585,371
ソフトウェア	23,673	繰上り金	567,741
リース資産	1,398,617	繰上り金	11,996
投資その他の資産	55,771	繰上り金	819,827
投資有価証券	140,952	繰上り金	216,523
関係長期前払金	95	繰上り金	58,690
長期保険金	136,595	繰上り金	
敷金	3,790	繰上り金	
倒引当金	220	繰上り金	
	175	繰上り金	
	76	繰上り金	
	1,712,010	繰上り金	
	137,249	繰上り金	
	203,366	繰上り金	
	71,706	繰上り金	
	9,934	繰上り金	
	360	繰上り金	
	1,302,689	繰上り金	
	45,188	繰上り金	
	△58,483	繰上り金	
資産合計	9,517,671	負債・純資産合計	9,517,671
		純資産合計	1,276,799
		株主資本	1,301,196
		資本剰余金	2,908,867
		資本準備金	683,739
		利益剰余金	683,739
		その他利益剰余金	△2,291,129
		繰越利益剰余金	△2,291,129
		自己株式	△281
		評価・換算差額等	△24,396
		その他有価証券評価差額金	△24,396

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年 3月 1日から
2020年 2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 総 収 入	21,353,169	
高 上 の 収 入	1,484,134	
営 業 収 入	1,698,606	24,535,911
売 上 原 価		16,768,018
営 業 利 益		7,767,892
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,117,823
営 業 損 失		349,931
営 業 外 収 益	39,416	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,635	
受 取 手 数 料	4,380	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	3,738	
受 取 保 険 金	100,000	
受 取 補 填 金	33,253	
開 発 費 の 収 入 他	21,638	208,062
営 業 外 支 払 の 利 息 他	31,976	
特 別 経 常 損 失	4,229	36,205
特 別 利 益		178,073
固 定 資 産 売 却 益	11,111	
補 償 金 ・ 違 約 金	70,000	
関 係 会 社 株 式 売 却 益 他	2,178,607	
特 別 損 失	394	2,260,114
固 定 資 産 除 却 損 失 他	1,191	
減 損 損 失	1,492,128	
店 舗 閉 鎖 の 損 失 他	50,983	
税 引 前 当 期 純 利 益	12,310	1,556,614
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		525,426
法 人 税 等 調 整 額	42,211	
当 期 純 利 益	△8,430	33,781
		491,645

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年 3月 1日から
2020年 2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	2,908,867	683,739	683,739	△2,782,775	△2,782,775
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益				491,645	491,645
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	491,645	491,645
当 期 末 残 高	2,908,867	683,739	683,739	△2,291,129	△2,291,129

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△232	809,599	3,855	813,455
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益		491,645		491,645
自 己 株 式 の 取 得	△49	△49		△49
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△28,251	△28,251
当 期 変 動 額 合 計	△49	491,596	△28,251	463,344
当 期 末 残 高	△281	1,301,196	△24,396	1,276,799

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・商品（店舗） 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・商品（商品センター） 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・製品・原材料 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	19年～38年
器具備品	2年～10年
- ② 無形固定資産 定額法
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見積期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産 所有権移転ファイナンス・リース
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度から適用しており、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,714,640千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。
 - ① 短期金銭債権 61,612千円
 - ② 短期金銭債務 43,648千円
 - ③ 長期金銭債権 40,333千円
 - ④ 長期金銭債務 1,500千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高・営業収入	32,102千円
② 仕入高	281,067千円
③ その他の営業取引	3,523千円
④ 営業取引以外の取引高	37,378千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	0千株	0千株	— 株	0千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,699,531千円
減損損失否認	1,164,168千円
退職給付引当金	178,538千円
資産除去債務	174,562千円
関係会社株式評価損否認	59,419千円
貸倒引当金	21,500千円
投資有価証券評価損否認	22,557千円
賞与引当金	8,938千円
未払事業税	6,778千円
未払事業所税	4,135千円
子会社株式の簿価修正	3,652千円
その他	15,468千円
小計	3,359,250千円
評価性引当額	△3,359,250千円
合計	— 千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△3,720千円
その他有価証券評価差額金	△154千円
合計	△3,875千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (会社等)	(株)ローソン	(被所有) 直接18.27	業務・資本 提携	商品供給継続 のための一部 負担金の受入	100,000	—	—
				関係会社株式 の譲渡	3,521,001	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

負担金の受入については、負担金額を算定し相互が合意のうえで決定しております。

また、譲受対価は、合理的に算定した価格に基づいて決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	目黒麗子	(被所有) 直接0.48	不動産の 貸借	不動産の賃借	6,000	—	—
				賃貸借契約解 約に伴う原状 回復	3,000	—	—
				賃貸借契約解 約に伴う敷金 の返戻	18,500	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

建物の賃借料及び敷金については近隣の取引実勢に基づいて決定し、原状回復費については同類の過去実績と比較勘案したうえで合意しております。

2 取引金額には消費税等を含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 108円32銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 41円71銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第45期

〔 2019 年 3 月 1 日 から 〕
〔 2020 年 2 月 29 日 まで 〕

計算書類に係る附属明細書

株式会社ポプラ

目 次

	頁
1. 有形固定資産及び無形固定資産(投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。)の明細	2
2. 引当金の明細	3
3. 販売費及び一般管理費の明細	4

1. 有形固定資産及び無形固定資産(投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。)の明細

区分	資産の種類	期 帳簿価額	首 増額	当 加額	期 減少額	当 償却額	期 帳簿価額	末 減価償却累計額	期 取得原価	末 価額
有形固定資産	建物	千円 355,062		千円 81,129	千円 119,418 (116,791)	千円 47,337	千円 269,435	千円 3,642,952	千円 3,912,388	
	構築物	14,853		7,596	8,948 (8,881)	3,408	10,093	947,675	957,768	
	機械及び装置	3,905		18,564	19,519 (19,519)	2,948	0	383,268	383,268	
	器具備品	34,661		38,588	28,437 (28,087)	21,138	23,673	1,525,532	1,549,206	
	リース資産	149,130		931,235	877,062 (864,916)	147,531	55,771	215,209	270,981	
	土地	1,398,617		-	- (-)	-	1,398,617			
	計	1,956,230		1,077,114	1,053,387 (1,038,196)	222,365	1,757,591	6,714,640	7,073,614	
無形固定資産	借地権	468		-	0	372	95			
	ソフトウェア	182,387		532,892	439,352 (439,352)	139,332	136,595			
	ソフトウェア仮勘定	35,596		257,080	288,886 (5,949)	-	3,790			
	リース資産	598		-	-	378	220			
	電話加入権	740		-	565 (565)	-	175			
	水道施設利用権	136		-	-	59	76			
	計	219,928		789,972	728,804 (445,867)	140,142	140,952			
投資その他の資産	長期前払費用	10,002		11,676	9,061 (8,063)	2,683	9,934			

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、以下のとおりであります。

建物	新店店舗	9,113	千円
	資産除去債務	33,930	千円
リース資産	POS機器	853,167	千円
ソフトウェア	POSソフト	532,232	千円

2. 当期減少額のうち主なものは、以下のとおりであります。

建物	減損損失	116,791	千円
器具備品	減損損失	28,087	千円
リース資産(有形)	減損損失	864,916	千円
ソフトウェア	減損損失	439,352	千円

3. 当期減少額欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 引当金の明細

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円
貸 倒 引 当 金	74,873	8,686	-	13,066	70,492
賞 与 引 当 金	23,029	29,306	23,029	-	29,306
退 職 給 付 引 当 金	576,728	21,438	12,795	-	585,371

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額「その他」は洗替えによる戻入2,214千円及び回収によるもの10,852千円であります。

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額	摘 要
	千円	
荷 造 運 賃	700,830	
広 告 宣 伝 費	20,047	
販 売 促 進 費	467,090	
役 員 報 酬	51,324	
従 業 員 給 与 ・ 賞 与	2,733,054	
賞 与 引 当 金 繰 入	28,199	
法 定 福 利 費 ・ 厚 生 費	339,090	
水 道 光 熱 費	324,094	
消 耗 品 費	37,558	
租 税 公 課	140,362	
減 価 償 却 費	212,402	
不 動 産 賃 借 料	1,020,489	
リ ー ス 料	41,400	
業 務 委 託 料	932,280	
そ の 他	1,069,598	
計	8,117,823	

(添付書類)

事業報告

(2019年 3月 1日から
2020年 2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、米中貿易摩擦の激化や海外経済の減速に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による投資の先送りや企業活動の自粛など予断を許さない状況にあります。

コンビニエンスストア業界におきましては、慢性的な労働力不足や物流費の高騰に加え24時間営業問題など厳しい状況が継続しました。

■商品・営業施策の状況

当連結会計年度は、社会問題となっている食品廃棄の削減に向けて、おむすびの賞味期限延長やお店で炊いたご飯を盛り付ける弁当「ポップ弁」のチルド化を実施するとともに、消費期限の近づいた弁当・おむすびの非24時間営業店舗での値引き販売や賞味期限まではまだ余裕があるものの自社で定める販売期限を過ぎた菓子・乳製品等の値引きクーポン配信アプリ「No Food Loss」を使用した値引き販売を推進いたしました。

また、クリスマスケーキや恵方巻に関しては原則予約販売とすることで、工場での原料廃棄や店頭での商品廃棄を大幅に削減することができました。

集客対策としては、「ゆうちょPay」「Smart Code™」を導入し決済手段の更なる充実を図るとともに、楽天ポイントを活用した販売促進やレジ抽選くじ「レジロツタリー」、Webアプリの「ガッチャ！モール」による新規顧客の獲得に努めました。

消費税増税の影響については、キャッシュレスポイント還元の効果により売上は微減に留まったものの、還元事業へ参加するためのプログラム開発費や直営店舗については自己負担による参加であったため、損益的には約30百万円のマイナスとなりました。

■出店の状況

新規出店に関しては、病院内22店舗、事業所内12店舗など合計50店舗となりました。

一方で不採算の直営店舗19店舗を含む52店舗を閉鎖したことから期末店舗数は473店舗（純減2店舗）となりました。

また、社会的反響が大きい24時間営業問題に関しては、これまでの方針のとおり24時間営業・年中無休にこだわることなく出店を進めたことに加え、店舗ごとの環境を判断しつつ一部店舗の非24時間化を行った結果、24時間営業店舗は全体の24.7%、加盟における割合は15.8%となりました。

■新型コロナウイルスの感染拡大の影響

当社はこれまで病院やホテル、大学、オフィスなどの施設内への出店に重点的に取り組んでまいりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大による訪日外国人消費の減少や施設の閉鎖、テレワーク実施に伴うオフィスビルの在館人口減少により、これらの店舗において特に2020年2月以降は大きな影響が出ております。

損益の状況に関しては、不採算の直営店の閉店により経費が先行したことや新型コロナウイルスの感染拡大の影響による売上の減少などにより、営業利益が計画を約233百万円下回る結果となったことから、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、将来の回収可能性を検討した結果、ソフトウェア及び周辺機器ならびに採算が悪化している直営店舗の固定資産ほかについて、合計1,492百万円の減損損失（特別損失）を計上することといたしました。

これらの結果、チェーン全店売上高46,297百万円（前連結会計年度比3.2%減）、営業総収入25,370百万円（同2.8%減）、営業損失360百万円（前連結会計年度実績：営業損失399百万円）、経常損失219百万円（同：経常損失198百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失330百万円（同：親会社株主に帰属する当期純損失2,185百万円）となりました。

なお、当連結会計年度の営業総収入の内訳は、次のとおりであります。

区 分	金 額	構 成 比	前連結会計年度比
	千円	%	%
売 上 高	22,201,608	87.5	96.9
加 盟 店 か ら の 収 入	1,478,081	5.8	97.6
そ の 他 の 営 業 収 入	1,690,489	6.7	101.2
営 業 総 収 入	25,370,179	100.0	97.2

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資は、総額で1,577百万円であり、そのうち主なものは、次のとおりであります。

店舗用設備 136百万円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期	第42期 (2017年2月期)	第43期 (2018年2月期)	第44期 (2019年2月期)	第45期 (当連結会計年度) (2020年2月期)
営 業 総 収 入(千円)	33,270,497	28,766,703	26,092,654	25,370,179
経 常 損 失(千円)	△435,695	△82,395	△198,661	△219,447
親会社株主に帰属する当期 純 利 益 (△ 損 失)(千円)	289,195	△70,526	△2,185,296	△330,327
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	29.20	△6.32	△185.39	△28.02
総 資 産(千円)	12,749,810	12,143,762	9,562,793	9,993,034
純 資 産(千円)	3,252,386	4,404,044	2,089,719	1,589,332
1株当たり純資産額 (円)	328.34	373.62	177.28	134.83

(注) 1株当たり当期純利益(△損失)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの世界的大流行により、外国人の入国禁止や外出自粛要請、イベントの取りやめなどに伴う日本経済への影響は甚大であるうえ、収束が見通せない状況にあります。

当社においても、行楽施設の営業自粛や人の移動制限、テレワークの推奨などにより売上の減少が当面続くものと思われまます。

このような状況のもと当社グループは、社会インフラとして安心で安全な商品・サービスの提供を継続するとともに、お客様や従業員の安全を確保していくためには、迅速な状況把握と適切な指示命令が必須であり、より即応力の高い組織を構築するとともに、将来を見据えた経営体制の構築に取り組んでまいります。

コンビニエンスストア業界は、オーバーストア問題のほか、24時間営業・年中無休に関連する加盟店との関係性など、様々な課題を抱えておりますが、当社においてはこれまでも他社と同質化しない独自の路線を歩んでおり、今後も多様化するお客様の消費動向にあった商品・サービスを提供し続けるため、加盟店と連携しながら事業活動を推進してまいります。

なお、当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な政策の一つとして位置付けており、安定的な配当の継続を重視するとともに、実績、経営情勢に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化等を総合的に勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

今後は、業績の回復・収益の向上を図り、早期の復配を目指しますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
大 黒 屋 食 品 株 式 会 社	10,000	100	食品製造卸事業
ポプラ保険サービス有限会社	3,000	(注) 100 (73.3)	保険代理店事業

(注) 出資比率には、間接所有分 () を含めて記載しております。

なお、その内訳は、当社26.7%、大黒屋食品株式会社73.3%となっております。

(7) 主要な事業内容 (2020年2月29日現在)

当社グループは、フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアの経営を主要業務として営んでおります。

(9) 従業員の状況 (2020年2月29日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
335名	11名減

(注) 上記の他にパートタイマー・アルバイトは、564名（1人1日8時間換算）であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
321名	12名減	45.3歳	15.0年

(注) 上記の他にパートタイマー・アルバイトは、544名（1人1日8時間換算）であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,160,072株
- (2) 発行済株式の総数 11,787,822株（うち自己株式501株）
- (3) 株主数 10,853名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
目 黒 俊 治	2,405,144株	20.41%
株 式 会 社 ロ ー ソ ン	2,150,300	18.24
ポ プ ラ 協 栄 会	1,783,709	15.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	423,600	3.59
ポ プ ラ 社 員 持 株 会	263,731	2.24
株 式 会 社 広 島 銀 行	212,960	1.81
三 菱 食 品 株 式 会 社	178,655	1.52
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	166,060	1.41
東京海上日動火災保険株式会社	159,720	1.36
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	133,100	1.13

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年2月29日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長兼社長 (代表取締役)	目 黒 俊 治	
取 締 役	野 村 一 雄	製造・卸本部長兼新事業運営本部長
取 締 役	市 村 英 世	開発本部長
取 締 役	草 野 淳	開発戦略室長
取 締 役	蔵 田 和 樹	蔵田事務所代表 株式会社ひまわりプラン代表取締役 田中電機工業株式会社代表取締役社長 株式会社平安堂梅坪代表取締役社長
常 勤 監 査 役	浴 森 章	
監 査 役	大 野 勝 美	大野勝美税理士事務所代表
監 査 役	平 谷 優 子	ひかり総合法律事務所

- (注) 1. 取締役蔵田 和樹氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役浴森 章氏、大野 勝美氏及び平谷 優子氏は社外監査役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役大野 勝美氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び全監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度中の取締役の異動

① 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
目 黒 真 司	2019年9月10日	辞任	取締役社長（代表取締役）

② 取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
目 黒 俊 治	取締役会長兼社長（代表取締役）	取締役会長（代表取締役）	2019年9月10日

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 （うち社外取締役）	6名 (1名)	45,324千円 (3,600千円)
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 (3名)	6,000千円 (6,000千円)
合 計 （うち社外役員）	9名 (4名)	51,324千円 (9,600千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1998年5月28日開催の第23期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1998年5月28日開催の第23期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記には、2019年9月10日付で辞任により退任した取締役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役蔵田 和樹氏は、蔵田事務所代表、株式会社ひまわりプラン代表取締役、田中電機工業株式会社代表取締役社長及び株式会社平安堂梅坪代表取締役社長を務めております。当社は株式会社平安堂梅坪との間で商品の取引関係がありますが、その額は僅少であり特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。その他、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役大野 勝美氏は、大野勝美税理士事務所代表を務めております。当社と大野勝美税理士事務所との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役平谷 優子氏は、弁護士であります。当社と、同氏の所属するひかり総合法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役蔵田 和樹氏は当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 - ・監査役浴森 章氏は当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。小売業における長年の実務経験から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
 - ・監査役大野 勝美氏は当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、適宜質問し、意見を述べております。
 - ・監査役平谷 優子氏は当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、上記の場合の他、会計監査人の適格性もしくは独立性を害する事由の発生により適正な職務の遂行が困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

独立監査人の監査報告書

2020年4月20日

株式会社ポブラ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

柳 承 煥 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

柴田 直子 

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ポブラの2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポブラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年4月20日

株式会社ポブラ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

柳 承煥 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

柴田直子 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ポブラの2019年3月1日から2020年2月29日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸 借 対 照 表

株式会社ポプularity

2020年9月10日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【 流動資産 】	千円 10,000	【 流動負債 】	千円 0
現金及び預金	10,000	【 流動負債 】	0
【 固定資産 】	0	負 債 の 部 合 計	0
		【 株式資本 】	10,000
		資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	0
		純 資 産 の 部 合 計	10,000
資 産 の 部 合 計	10,000	負債及び純資産の部合計	10,000

